

医療法以外の広告規制（参照条文）

1. 薬事法（昭和35年法律第145号）（抄）

（誇大広告等）

第六十六条 何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。

2 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。

3 何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器に関して墮胎を暗示し、又はわいせつにわたる文書又は図画を用いてはならない。

（特定疾病用の医薬品の広告の制限）

第六十七条 政令で定めるがんその他の特殊疾病に使用されることが目的とされている医薬品であつて、医師又は歯科医師の指導のもとに使用されるのでなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものについては、政令で、医薬品を指定し、その医薬品に関する広告につき、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告方法を制限する等、当該医薬品の適正な使用の確保のために必要な措置を定めることができる。

2 （略）

（承認前の医薬品等の広告の禁止）

第六十八条 何人も、第十四条第一項又は第二十三条の二第一項に規定する医薬品又は医療機器であつて、まだ第十四条第一項若しくは第十九条の二第一項の規定による承認又は第二十三条の二第一項の規定による認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。

2. 弁護士法（昭和24年法律第205号（昭和8年法律第53号が全部改正））（抄）

（弁護士の登録）

第八条 弁護士となるには、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならない。

（登録の請求）

第九条 弁護士となるには、入会しようとする弁護士会を経て、日本弁護士連合会に登録の請求をしなければならない。

（目的及び法人格）

第三十一条 弁護士会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

2 弁護士会は、法人とする。

（設立、目的及び法人格）

第四十五条 全国の弁護士会は、日本弁護士連合会を設立しなければならない。

2 日本弁護士連合会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士、弁護士法人及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

3 日本弁護士連合会は、法人とする。

（会則）

第四十六条 日本弁護士連合会は、会則を定めなければならない。

2 （略）

日本弁護士連合会会則（昭和24年7月9日制定 平成23年2月9日最終改正）（抄）

第二十九条の二 弁護士は、自己の業務について広告をすることができる。但し、本会の定めに反する場合は、この限りではない。

2 前項の広告に関し必要な事項は、会規をもって定める。

弁護士の業務広告に関する規程（平成12年3月24日会規第44号 平成20年12月5日最終改正）（抄）

（広告の定義）

第二条 この規程における広告とは、弁護士が、口頭、書面、電磁的方法その他の方法により自己又は自己の業務を他人に知らせるために行う情報の伝達及び表示行為であって、顧客又は依頼者となるように誘引することを主たる目的とするものをいう。

(禁止される広告)

第三条 弁護士は、次の広告をすることができない。

- 一 事実に合致していない広告
- 二 誤導又は誤認のおそれのある広告
- 三 誇大又は過度な期待を抱かせる広告
- 四 困惑させ、又は過度な不安をあおる広告
- 五 特定の弁護士若しくは外国法事務弁護士又は法律事務所若しくは外国法事務弁護士事務所と比較した広告
- 六 法令又は本会若しくは所属弁護士会の会則及び会規に違反する広告
- 七 弁護士の品位又は信用を損なうおそれのある広告（表示できない広告事項）

第四条 弁護士は、次の事項を表示した広告をすることができない。

- 一 訴訟の勝訴率
- 二 顧問先又は依頼者。ただし、顧問先又は依頼者の書面による同意がある場合を除く。
- 三 受任中の事件。ただし、依頼者の書面による同意がある場合及び依頼者が特定されずかつ依頼者の利益を損なうおそれがない場合を除く。
- 四 過去に取扱い又は関与した事件。ただし、依頼者の書面による同意がある場合及び広く一般に知られている事件又は依頼者が特定されない場合で、かつ依頼者の利益を損なうおそれがない場合を除く。

(違反行為の排除等)

第十二条 弁護士会は、所属弁護士に対し、必要があると認めるときは、前条の記録等の提出を求め、その他広告に関する調査を行うことができる。

2～4 (略)

- 5 弁護士会は、この規程に違反した所属弁護士に対し、違反行為の中止、排除若しくはその他の必要な事項を命じ、又は再発防止のための必要な措置をとらなければならない。この場合、弁護士会は、当該弁護士に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 6 弁護士会は、当該弁護士が前項の命令その他の措置に従わない場合又は当該行為の中止若しくは排除が困難な場合において、当該行為による被害発生防止のため特に必要があるときは、弁護士会が前項の命令その他の措置を行った事実及び理由の要旨を公表することができる。

7～8 (略)

※ 弁護士及び弁護士法人並びに外国特別会員の業務広告に関する運用指針（平成22年11月17日理事会議決）によって、更に細部についての指針を定めている（プロやスペシャリストなどの使用は控える旨、等）。

3. 税理士法（昭和26年法律第237号）（抄）

（税理士会）

第四十九条 税理士は、国税局の管轄区域ごとに、一の税理士会を設立しなければならない。

2～8 （略）

（税理士会の会則）

第四十九条の二 税理士は、税理士会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について財務大臣の認可を受けなければならない。

2～3 （略） 税理士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

（日本税理士会連合会）

第四十九条の十三 全国の税理士会は、日本税理士会連合会を設立しなければならない。

2 日本税理士会連合会は、税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。

3～4 （略）

（日本税理士会連合会の会則）

第四十九条の十四 日本税理士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一～六 （略）

2 （略）

千葉県税理士会の例

千葉県税理士会会則（平成13年4月2日制定 平成23年6月21日最終改正）（抄）

（規則への委任）

第46条 会員の品位保持及び使用人等の監督に関し必要な事項は、この会則で定めるもののほか、規則で定める。

綱紀規則（平成13年4月2日制定 平成19年6月15日最終改正）（抄）

（業務の広告）

第22条 会員は、自己の業務について、本会の定めに反する場合を除き、広告することができる。

2 前項の広告に関し必要な事項は、細則で定める。

業務の広告に関する細則（平成14年5月15日制定 平成19年5月16日最終改正）（抄）
（業務の広告）

第2条 この細則において、広告とは、納税者の利便に資するため、会員が自己又は自己の業務に関する情報を開示する行為をいう。

2 会員は、広告するに当たっては、税理士の使命の理念を尊重するよう努めなければならない。

（禁止される広告）

第3条 会員は、次の広告をすることができない。

- (1) 事実に合致していない広告
- (2) 誤導又は誤認のおそれのある広告
- (3) 誇大又は過度な期待を抱かせる広告
- (4) 特定の会員又は会員の事務所と比較した広告
- (5) 法令又は日本税理士会連合会若しくは本会の会則及び規則に違反する広告
- (6) 税理士の品位又は信用を損なうおそれのある広告

（表示できない広告事項）

第4条 会員は、次の事項を表示した広告をしてはならない。ただし第2号から第4号までに掲げる事項については、委嘱者の書面による同意があるときはこの限りでない。

- (1) 税務行政庁在職時の具体的役職名
- (2) 委嘱者の氏名又は名称
- (3) 現在取扱い又は委嘱されている事案
- (4) 過去に取扱い又は委嘱された事案

4. 公認会計士法（昭和23年法律第103号）（抄）

（設立、目的及び法人格）

第四十三条 公認会計士は、この法律の定めるところにより、全国を通じて一箇の日本公認会計士協会（以下「協会」という。）を設立しなければならない。

2 協会は、公認会計士の品位を保持し、第二条第一項の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士及び特定社員の登録に関する事務を行うことを目的とする。

3 協会は、法人とする。

（会則）

第四十四条 協会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～十六 （略）

2 （略）

（会則を守る義務）

第四十六条の三 会員は、協会の会則を守らなければならない。

日本公認会計士協会会則（昭和41年12月1日制定 平成21年7月8日最終改正）（抄）

（使命の自覚）

第40条 会員及び準会員は、公認会計士の使命が、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

倫理規則（昭和41年12月1日制定 平成22年7月7日最終改正）（抄）

（広告）

第25条 会計事務所等所属の会員は、専門業務の広告を行う過程において、正直かつ誠実でなければならない。会員は、品位と信用を損なう次の広告をしてはならない。

一 専門業務、資格又は経験に関して誇張した広告

二 他の会員を誹謗中傷する広告又は比較広告

2 会計事務所等所属の会員は、広告の方法及び内容の適切さに疑問を感じた場合には、本会に相談することを検討しなければならない。

定義

広告

業務を獲得する意図をもって、会計事務所等所属の会員が提供する専門業務及び

技能に関する情報を伝達すること。

(参考)

病院等のホームページが規制対象となり得る法令（参照条文）

1. 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）（抄）

（定義）

第二条 この法律で「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいい、当該事業を行う者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項及び第十一条の規定の適用については、これを当該事業者とみなす。

2～4 （略）

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 内閣総理大臣は、事業者がした表示が前項第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関

連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2. 不正競争防止法（平成5年法律第47号（昭和9年法律第14号が全部改正））（抄）

（定義）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一～十二 （略）

十三 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為

十四～十五 （略）

2～10 （略）

（差止請求権）

第三条 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。第五条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

（損害賠償）

第四条 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

第二十一条 （略）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三 （略）

四 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量又はその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような虚偽の表示をした者（第一号に掲げる者を除く。）

五～六 （略）

3 ~ 7 (略)

3. 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）（抄）

（定義）

第二条 この章及び第五十八条の四第一項において「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。

一～二 （略）

2 この章及び第五十八条の五において「通信販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が郵便その他の主務省令で定める方法（以下「郵便等」という。）により売買契約又は役務提供契約の申込みを受けて行う商品若しくは指定権利の販売又は役務の提供であつて電話勧誘販売に該当しないものをいう。

3～4 （略）

（通信販売についての広告）

第十一条 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に、当該商品若しくは当該権利又は当該役務に関する次の事項を表示しなければならない。ただし、当該広告に、請求により、これらの事項を記載した書面を遅滞なく交付し、又はこれらの事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を遅滞なく提供する旨の表示をする場合には、販売業者又は役務提供事業者は、主務省令で定めるところにより、これらの事項の一部を表示しないことができる。

一 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価（販売価格に商品の送料が含まれない場合には、販売価格及び商品の送料）

二 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法

三 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期

四 商品若しくは指定権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項（第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）

五 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

（誇大広告等の禁止）

第十二条 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、当該商品の性能又は当該権利若しくは当該役務の内容、当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項（第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）その他の主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若

しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

(指示)

第十四条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第十一条、第十二条、第十二条の三（第五項を除く。）若しくは前条第一項の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一～三 (略)

2 (略)